

高松広域都市計画地区計画の変更(高松市決定)

都市計画太田第2シンボル地区地区計画を次のように決定する。

名 称	太田第2 シンボル地区地区計画	
位 置	高松市伏石町及び松縄町地内	
面 積	約10.3 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、高松市の中心市街地の南部に位置し、太田第2土地区画整理事業地区のほぼ中央にある。また、国道11号高松東道路に隣接するほか、技術・情報・文化の複合拠点形成を目指す香川インテリジェント・パークに近接する立地条件にある。</p> <p>本地区は、一体的な商業・業務市街地と良好な都市景観を形成し、高松市の南部地域の顔として育成する。このため、「のびやかなみずとみどりとにぎわい」をテーマとし、健全で快適な商業文化の新たな拠点を創造する。</p>
	土地利用の方針	<p>良好な商業・業務地を形成するため、個性と魅力ある歩行者空間の整備や適正な道路配置を行うとともに、建築物等の規制・誘導を行う。また、土地の有効利用や高度利用を促進し、一体的な土地利用の形成を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>本地区には、太田第2土地区画整理事業によって創出される福岡多肥上町線等の都市計画道路と区画道路があり、区画道路とは福岡多肥上町線と交差するため、車両交通の円滑化と歩行者交通の安全性を確保し、区画道路の維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>本地区の一体的な商業・業務地を形成するため、建築物等の用途の制限を行うほか、ゆとりとうるおいのある空間を創出するため、敷地の細分化の防止や壁面の位置の制限を行う。また、良好な街並みを形成するため、色彩の制限、屋外広告物の制限、沿道の緑化を行う。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路1号 幅員6m 延長60m 区画道路2号 幅員6m 延長60m
	建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)福岡多肥上町線に敷地が接する建築物で1階部分が住宅の用に供するもの (2)倉庫業を営む倉庫 (3)工場 ただし、建築基準法施行令第130条の6で定めるもの及び自動車展示販売業を営む店舗に附属する自動車修理工場で福岡多肥上町線に面しないものを除く。 (4)勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これら類するもの (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法第2条第1項及び第4項に規定する風俗営業及び風俗関連営業施設 ただし、地区整備計画図に指定する地域(A街区)内に建築する同法第2条第1項第5号に規定するゲームセンターについては、この限りでない。 (6)ダンスホール、ナイトクラブその他これに類するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	福岡多肥上町線に接する敷地については300㎡、その他の敷地については150㎡を最低制限とする。ただし、土地地区画整理事業の換地等された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。
		壁面の位置の制限	福岡多肥上町線においては、建築物の1階の外壁又は柱の面から道路境界までの距離は、1m以上とする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁及び柱の色彩は、刺激的な原色を避け、落ち着いた色調とする。 屋外広告物は過大とならず、周囲の環境と調和するよう、色彩、大きさ、設置場所に留意し、美観風致を損なわないものとする。 本地区内にある施設以外の施設のための屋外広告物を設置してはならない。
		かき又はさくの構造の制限	福岡多肥上町線沿道にかき又はさくを設置する場合は、生垣とする。

「地区計画区域、地区整備計画区域、地区施設の配置及び規模、並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されたことにより、条文の引用箇所について変更するものである。